平成２３年（フ）第４３４０号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―1007号
債務者　井戸　健吾
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３４５号
大阪府門真市御堂町７番30号
債務者　内野富士子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３５９号
大阪府大東市寺川２丁目４番14号
債務者　竹村　八郎
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３７２号
大阪市東淀川区菅原２丁目２番20号　ハイツプリメーロ204号
債務者　佐藤　貞二
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３７３号
大阪府茨木市上中条１丁目11番７号
債務者　疋田　　繁
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３７４号
大阪府茨木市上中条１丁目11番７号
債務者　疋田　百世
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３７７号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目16番18号　平田文化２Ｆ
債務者　原口　輝友
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４０２号
大阪府大東市野崎１丁目６番13号
債務者　大倉久美子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４３２号
大阪府吹田市春日４丁目11番１―509号
債務者　新垣　敬子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４３４号
大阪府茨木市丑寅２丁目16番11号
債務者　林　　崇子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４３６号
大阪府高槻市登町12番Ａ８―308号
債務者　野村　直美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４４５号
大阪府摂津市千里丘東５丁目15番９号
債務者　武田　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４４６号
大阪府寝屋川市高柳栄町12番７号
債務者　朝隈　隆司
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４５０号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番64―404号
債務者　増田　笑子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４５３号
大阪市生野区桃谷２―21―25、外国人登録原票上の住所大阪市生野区桃谷４丁目１番２―714号　ネオコーポ桃谷
債務者　平山雅一こと　申　　雅一
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４５５号
大阪市東淀川区淡路５丁目19番10―201号
債務者　味元　正泰
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４５６号
大阪市東淀川区淡路５丁目19番10―201号
債務者　味元ささの
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２６号
長崎県長崎市京泊２丁目１番３―404号
債務者　渡邉　辰三
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係